亀岡市立育親学園義務教育学校校舎新築等設計業務委託に係る 公募型プロポーザル業務説明書 兼 実施要領

1 目的

本要領は、「亀岡市立育親学園義務教育学校校舎新築等設計業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務番号 4教委第3号

- (4) 業務期間 契約締結日の翌日 から 令和6年3月25日まで
- (5) 見積限度額 本件業務委託料の上限は、140,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)である。
- - ① 亀岡市立育親学園整備工事設計業務

新校舎設計業務 約5,000㎡ 体育館設計業務 約1,000㎡ その他付属建物・外構等設計業務

- ② 既存校舎棟等除却工事設計業務 既存校舎棟除却工事設計業務 約3,450㎡ 既存体育館除却工事設計業務 約700㎡ その他付属建築物除却工事設計業務
- ③ グラウンド整備工事設計業務 既存校舎棟、体育館除却跡地を含めてグラウンドの整備を行 う。
- ④ その他

地元協議会出席、各関連法規に伴う協議・申請業務など ※各業務の詳細については、別添の特記仕様書を参照すること。

(7)業務場所の条件等

【立地条件】 都市計画区域外(建蔽率:指定なし 容積率:指定なし)

用途地域指定なし

防火関係指定なし(法第22条区域指定なし)

水道: 亀岡市上水道 下水道: 亀岡市下水道

電気:高圧受電可能

ガス: LPガス供給 情報: 亀岡市地域イントラネット

※現状の建物配置などは、別紙資料を参照すること。

【既存中学校】 学校名: 亀岡市立育親中学校

敷地面積:26,134.00㎡(建築基準法上敷地面積)

建築面積: 3,033.26㎡ 延べ面積: 4,202.07㎡

※上記面積には屋内運動場を含む。各面積は直近の建築確認申

請(平成9年6月)時のものである。

【事業計画】 令和5年度 新校舎等基本·実施設計業務

令和6年度 新校舎工事着手

令和7年度 新校舎完成

令和8年度 新校舎による授業開始

既存校舎・体育館除却工事

グラウンド整備

【その他条件】

○亀岡市立育親学園のコンセプト

「ふるさとをいつくしむ豊かな心と未来を創造する力を育む学園」「郷 (きょう)」「親 (しん)」「創 (そう)」「育 (いく)」

「郷(きょう)」・・・ ふるさと 地域

⇒自然学習、豊富な地域資源の活用、文化体験

⇒地域とともに

「親(しん)」・・・ 人とのつながり やさしさ

⇒地域との絆、連帯感、コミュニティスクール

⇒豊かな心、多様な価値観、コミュニケーション力、支え合う心

「創(そう)」・・・~チャレンジ~新たな挑戦 自分をつくる

⇒挑戦する力

「育(いく)」・・・みんなで育てる 自らそだつ

⇒主体性、先進的教育、グローバル教育

新校舎などの整備は、上記のコンセプトを基に以下の点を踏まえた上で計

画を進める。

i 計画は、亀岡市立育親中学校の学校敷地内に、育親中学校と周辺地区 の小学校3校から成る「亀岡市立育親学園(義務教育学校)」の整備(新校 舎の建設、既存校舎の除却、グラウンド整備)を行うものである。

亀岡市立育親学園の敷地は、丘陵の頂きに位置しており、周辺には豊かな森林が広がり、眼下にのどかな田園風景や、趣のある里山や集落が見渡せる眺望の良い立地である。

この立地条件や周辺の豊かな自然環境を利用し、自然体験や環境学習など、本学園ならではの特色のある学校施設とするものである。

- ii 新校舎は体育館一体型を基本とし、育親中学校のグラウンド内に建設を 行う。
- iii 新校舎の完成後、既存校舎(体育館含む)については除却を行い、跡地 にグラウンド整備を行う。
- iv 育親中学校の既存校舎については、令和6年度より亀岡市立育親学園 (義務教育学校)として開校する。新校舎の建築工事中も既存校舎で授業 が行われる予定である。また、グラウンドは新校舎建設用地とグラウンド に区分し使用する。
- v 亀岡市立育親学園開校時に予測される学校の児童・生徒数は下記のとおりである。

※令和8年度 亀岡市立育親学園開校時の児童・生徒数予測

【前期課程】		【後期課程】		
1年生	14人	7年生	20人	
2年生	1 1 人	8年生	27人	
3年生	18人	9年生	25人	
4年生	19人			
5年生	13人			
6年生	26人			
計 1	01人	計	7 2人	計173人

なお、教職員及び事務職員の総数は45人程度である。

- vi 児童・生徒の登下校は、徒歩・自転車・スクールバスにより行われる。 教職員の通勤は主に自家用車である。
- vii 学校給食は、自校方式により提供することを想定し、地元産食材や、学園農園で栽培された野菜などを使用するなど、食育の場としての活用も行う予定である。
- viii プールについては近隣の施設を利用する計画である。

- ix 新校舎の規模・構造、所要室、設備などの建築的諸要件は以下のとおりである。
 - 規模:新校舎及び体育館、グラウンドは義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等、関連法令で定められた必要面積内程度とする(なお、多目的スペース加算などについても想定の範囲とすること)。

構造:構造躯体及び内装は極力木質化を図る。

※内装についてはエコスクールプラスの事業タイプ「木材利用型」 に係る認定基準以上の木質化を行う計画である。

また、育親学園の校区内にある森林から木材を調達し、建物の 内装材などの一部に使用し、コンセプトである「郷(きょう)」 の実現を図る予定である。

階数:3階を上限とする。

所要室:義務教育学校に必要とされる諸室のほか、特色のある多目的室などを計画する予定である。

設 備:義務教育学校に必要とされる設備とする。

その他:建物の省エネルギー化を図り、ZEBReadyを達成し認証を 受ける。

- x 敷地の形状及び地盤性状を確認するため、本業務委託には敷地現況測量とボーリング調査一式(4カ所、L=GL-50.00m 合計200m)を見込むこと。敷地測量は、建築確認申請など各図面作成用の測量とする。
- xi 既存体育館は亀岡市の指定避難所に指定されており、新校舎の体育館も 指定避難所に指定がされる予定である。

受託者の地元協議会への参画などを含め、発注者・関係者・受託者の積極的な連携・協議により、業務履行期間内に基本構想・計画・要求性能などを整備し、基本設計及び実施設計としての成果を求めるものである。

3 実施形式 公募型

4 日 程令和5年3月 6日(月)プロポーザル実施の公告令和5年3月 8日(水)から現地見学会(任意参加)令和5年3月 9日(木)参加資格質問締切り令和5年3月13日(月)参加資格質問回答令和5年3月15日(水)参加申込書の提出期限令和5年3月22日(水)参加資格審査結果通知

令和5年3月28日(火) 技術提案書作成等に係る質問締切り

令和5年3月30日(木) 技術提案書作成等に係る質問回答

令和5年4月 7日(金) 技術提案書等提出

令和5年4月14日(金) 事業者プレゼンテーション(1日目)

令和5年4月17日(月) 事業者プレゼンテーション(2日目)

令和5年4月26日(水) 最終審査結果通知

受託契約締結

※注意点

① 上記の日程は公募時点での予定であり、変更する場合がある。

② 提出期限における受付時間は、いずれも午後5時までとする。

5 参加資格

- (1)公告から契約締結日までの間、国又は地方公共団体などの指名停止を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4)会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年 法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5)銀行取引停止、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく 不健全でないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

と認められるとき。

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 次のア及びイの条件を満たし、当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できること。
 - ア 過去に、官庁施設の設計業務等積算基準による建築物の類型(平成31年国土 交通省告示第98号、別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型)第7号 第1類に規定する小学校・中学校で、本業務と同規模・同程度の設計を行った実 績のある者。
 - イ 建築物の構造躯体又は内装仕上げの木質化を行った設計の実績がある者。
- (8) 本業務を一括再委託しない者であること。

6 参加申込の手続き

(1)参加申込書などの配布

亀岡市ホームページ (https://www.city.kameoka.kyoto.jp/) に掲載

(2) 現地見学会について

令和5年3月8日(水)から令和5年3月10日(金)の期間中、午前10時から午後3時までの間で受け付ける。

希望する場合は、前日までに亀岡市教育委員会教育総務課まで電話にて申込みを 行うこと。

電話番号 0771-25-6766

(3) 提出期限

令和5年3月15日(水)午後5時まで(必着)

また、本市が指示した場合を除き、提出後の書類の差し替え及び再提出は、認めない。

- ※持参の場合の受付は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) とする。
- (4) 提出場所 亀岡市教育委員会教育総務課 (亀岡市役所庁舎4階)
- (5) 提出書類
 - ア プロポーザル参加申込書(様式1)
 - イ 事業所概要(様式2、その他会社概要並びに役員一覧表を記したパンフレットなどがあれば添付すること。)
 - ウ 業務実績書(様式3)

(業務受託実績を証する契約書・仕様書の写しを添付すること。)

- 工 誓約書 (様式4)
- 才 予定担当者調書(様式5)

- カ 亀岡市における入札参加資格認定通知書(受領書)の写し
 - ※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。
 - 「亀岡市競争入札参加資格者でない者」は、次の書類も合わせて提出すること(各 1部)
- ①法人にあっては、商業登記簿謄本(現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可)
- ②個人にあっては、住民票等住所がわかる証明書
- ③法人にあっては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書、市町村税の納税証明書(滞納がないことが証明できるもの)
- ④個人にあっては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書、市町村税の納税 証明書(滞納がないことが証明できるもの)
- ⑤財務諸表の写し(直近分)
- ⑥役員等調書(様式6)
- ⑦支店・営業所の場合、本社の委任状
- ⑧その他、条件により登録証明書
- (6) 提出部数 2部 (正本1部 副本1部 会社概要パンフレット等も同様とする)
- (7) 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒に「参加申込書類在中」の 旨を記載し、書留郵便など、配達記録が残る方法により、受付期間内に必着とす る。
- (8) 参加資格の審査結果については、令和5年3月22日(水)に通知する。
- 7 参加資格に係る質問の受付及び回答
- (1) 受付期間 令和5年3月9日(木)まで
- (2) 受付方法
 - ア 質問書(様式7)に記入の上、亀岡市教育委員会教育総務課まで電子メール又はファックスで提出すること。

電子メールアドレス kyouiku-soumu@city.kameoka.lg.jp

ファックス番号 0771-23-3100

- イ 質問書を提出した場合は、提出後に受付確認の連絡(電話)を行うこと。なお、 受付確認の連絡(電話)は、月~金曜日の午前9時から午後5時まで(正午から 午後1時までを除く。)とする。
- ウ 上記の方法以外による質問(電話又は口頭による質問など)には応じない。
- (3)回答日・回答方法

令和5年3月13日(月)に、全ての参加事業者に対して、電子メールで回答する。市ホームページにも質問及び回答内容を掲載する。なお、質問書を提出した事業者名は非公開とする。

(4) 質問内容

質問内容は、参加資格等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

8 技術提案書について

技術提案書の構成は、以下のとおりとする。

(1) 技術提案書

技術提案書表紙(様式8)

(2) 事務所の能力

事務所の主要業務実績書(様式9)

(3) 担当チームの能力

予定担当技術者調書(総括責任者·主任技術者主要業務実績、同種·類似業務実績)

(様式10)

予定担当技術者調書(主任技術者 主要業務実績、同種·類似業務実績)

(様式10-1)

(4) 担当チームの提案等

技術提案書(様式11)

業務の実施方針書(様式12)

上記(2)から(4)の各書類の詳細については後述する「12審査(7)技術提案書の評価基準」の項目を参照すること。

- 9 技術提案書の作成に係る質問の受付及び回答
 - (1) 受付期間 令和5年3月28日(火)まで
 - (2) 受付方法

ア 質問書(様式7)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

- イ 質問書を提出した場合は、提出後に受付確認の連絡(電話)を行うこと。 なお、受付確認の連絡(電話)は、月~金曜日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。
- ウ 上記の方法以外による質問(電話又は口頭による質問など)には応じない。
- (3) 回答日·回答方法

令和5年3月30日(木)に、全ての参加事業者に対して、電子メールまたはFAXで回答する。なお、質問書を提出した事業者名は非公開とする。

(4) 質問内容

質問内容は、技術提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する 質問は一切受け付けない。

10 技術提案書の提出について

「6 参加申込の手続き」により参加資格審査で合格した事業者は、次のとおり技術提案書を提出すること。

(1)提出書類

「8 技術提案書について」に記載のとおり

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒に「技術提案書在中」の旨を記載し、書留郵便等、配達記録が残る方法により、受付期間内に必着とする。

- (3) 提出先 亀岡市教育委員会教育総務課
- (4) 提出期限 令和5年4月7日(金)午後5時まで ※持参の場合の受付は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで を除く。)とする。
- (5)提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、本市が指示した場合は、この限りではない。
- (6) 提出部数 正本1部、副本7部とする。

11 作成上の留意点

- (1)技術提案は、本業務における具体的な取組方法などについて提案を求めるものであり、成果品の一部の作成、提出を求めるものではない。
- (2) 文字の大きさは、注記等を除き原則として10ポイント以上とする。
- (3) 技術提案書の体裁は、A 4 判タテ、片面とし、左側ホッチキス1点留めの 製本とすること。なお、各様式で使用できる用紙のサイズは、A 3 判を使 用することが出来る。A 3 判で作成した場合には折り込みを行い、A 4 判 として綴り込むこと。
- (4) 提案は、基本的な考え方を文章で簡潔に記述すること。
- (5) 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用してもよい。なお、文章を補完するためのイラスト・イメージ図等の表現の制限については、(社)公共建築協会発行「設計プロポーザルの進め方」P32、P33に準じること。
- (6) 具体的な設計図や模型(模型写真を含む)、透視図などは使用してはならない。
- (7) 使用言語は日本語とし、技術提案書の一部に日本語以外の言語を使用する 場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- (8) 技術提案書表紙(様式8) について、正本には、会社名称、所在地、代表 者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には会社名称、所在地、 代表者名など企業名が特定できる情報を記載しないこと。

(9)技術提案書各ページには、会社名称、社章及び商標等、企業名が特定できる情報を記載しないこと。

12審査

技術提案書提出事業者に対して、亀岡市立育親学園義務教育学校校舎新築等設計業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、技術提案書評価及びプレゼンテーション審査を実施する。

なお、多数の参加申込みがある場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、 第1次書類選考審査を行う場合がある。

プレゼンテーション審査の日程などについては、下記のとおりとする。

(1) 日時

令和5年4月14日(金)(1日目) 令和5年4月17日(月)(2日目)※参加者が多数の場合 日時は、後日参加事業者に通知する。

(2) 場所

亀岡市役所 ※会議室の詳細は、後日参加事業者に通知する。

- (3) 出席者及び説明者
 - ア 出席者及び説明者は各事業者5名以内とし、本業務の業務(総括)責任者 となる者又は業務従事者となる者は必ず出席すること。
 - イ 出席者の所属・役職、氏名を予定担当技術者調書(様式10、様式10-1)により提出すること。
 - ウ 上記の予定担当技術者調書については、令和5年4月7日(金)午後5時までに「8技術提案書」と合わせて亀岡市教育委員会教育総務課へ提出すること。
 - エ プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。ただし、交通機関の事故、その他やむを得ない理由がある場合は、速やかに亀岡市教育委員会教育総務課まで連絡を入れること。

(4) 所要時間

各事業者30分程度(プレゼンテーション20分(時間厳守)、ヒアリング 10分程度)

(5) 内容

ア 当日の説明は、事前に提出した技術提案書等に基づきプレゼンテーションを行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、技術提案書の提出順とす

る。なお、辞退者がある場合は、順次繰り上げるものとする。

- ウ プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とする。
- エ プレゼンテーション及びヒアリングには、選定委員会のほか、選定委員会 の庶務担当者及び育親学園開校に向けた連絡・調整会議の地元関係者な どが同席する。
- オ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者及び説明者において、発熱 がある又は体調不良の場合は出席を見合わせること。また、発熱がない又 は体調良好で出席する場合も、マスクの着用、消毒の励行等、新型コロナ ウイルス感染症対策に努めること。

(6) 使用機器

- ア 説明時は、パソコン等の使用を認めることとするが、パソコンなどの機材 やそれに係る配線類については事業者が準備すること。
- イ 事業者からの申し出があれば、プロジェクター、スクリーン、電源、延長 コードについては本市で用意する。
- ウ パワーポイント等を使用する場合は、スライド画面を印刷した資料を技 術提案書に添付して提出すること。
- (7) 技術提案書の評価基準 技術提案書の評価は、下記により行う。

① 事務所の能力(配点10点:様式9関係)

事務所の能力について、下記の点により評価する。

- i)過去10年間における主要業務実績
- ii) 過去10年間における同種・類似業務実績
- ◎業務実績の記載件数は、同種・類似業務を合わせて4物件までとする。
- ※主要業務実績とは・・・延べ面積が概ね 5,000 ㎡以上の小学校、中学校、 小中一貫教校又は義務教育学校の新築・増築・改築設計業務で、業務が 完了したものとする。
- ※同種業務実績とは・・・延べ面積 1,000 ㎡以上の学校(校舎に限る)の新築・増築・改築設計業務で、業務が完了したものとする。
- ※類似業務実績とは・・・延べ面積 1,000 ㎡以上の公共施設の新築・増築・ 改築設計業務で、業務が完了したものとする。

② 担当チームの能力(配点30点:様式10~10-1関係)

本業務を担当するチームの能力について、下記の点により評価する。

なお、担当チームにおける総括責任者及び意匠担当主任技術者は、提案者の事務所に所属することを要件とするが、これ以外の技術者については、その限りではない。

- i)総括責任者の資格、経験年数
- ii)総括責任者の主要業務実績、同種・類似業務実績
- iii) 各担当主任技術者の資格、経験年数又は、
- 各協力事務所担当技術者の資格、経験年数
- ◎業務実績の記載件数は、同種・類似業務を合わせて4物件までとする。
- ※主要業務実績とは・・・延べ面積 2,000 m²以上の学校の新築・増築・改築 設計業務で、業務が完了したものとする。
- ※同種業務実績とは・・・延べ面積 1,000 ㎡以上の学校等の新築・増築・改築設計業務で、業務が完了したものとする。
- ※類似業務実績とは・・・延べ面積 1,000 ㎡以上の公共施設の新築・増築・ 改築設計業務で、業務が完了したものとする。

③ 担当チームの提案内容(配点70点:様式11~12関係)

下記の点について提案を求め、その的確性、独創性、実現性を評価する。

テーマ1)

・地域資源を活用し、豊かな自然環境や地域の特色を生かした学習 を行うなど、これからの義務教育学校の考えにたった教育に求め られる建築的な考え方

亀岡市立育親学園が、義務教育学校として未来にわたって存続していくことを鑑み、建設時点だけでなく、10年・30年先の 義務教育学校に求められると考えられる機能について、建築的な 観点から提案を行う。

- 例)・将来の児童数の増減に伴う普通教室の拡張(増築)スペースの確保や、余裕教室の地域への開放に伴う、開放部分と管理ゾーンの区分の工夫など。
 - ・学校周辺の自然環境と共生し、敷地周囲の森林も活用する形でフィールドワークを行い、森と自然を盛り込んだ学習が行えること や、校舎内においても自然を体験できる工夫など。

・学習農園でオーガニック野菜の栽培を行うなど、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得できる食育を行う工夫など。

テーマ2)

・ライフサイクルコスト及び環境負荷の低減に対する考え方。

ZEBReadyの認定など、省エネルギー対策などの考え方。また、SDGs未来都市として持続可能なまちづくりに向けた取組みを進めているなか、第2次亀岡市教育振興基本計画において基本目標としている「みらい教育の創造」を実現するにあたり、再生可能エネルギーの活用や、社会に開かれた学校づくりの推進を図ること。

- 例)・ 学習農園での野菜などの栽培や、学園内の落ち葉や有機物などを 原料にした堆肥づくりなど、自然環境における循環サイクルの体 験学習ができる工夫など。
 - ・ 上記の自然の循環サイクルや、太陽光発電などの再生可能エネル ギーの発電などを通じ、環境教育について取り組みを行うことに ついての工夫について。

テーマ3)

・校舎木質化に関する考え方

市内産木材や京都府内産木材を各部に活用し、設計コンセプトである「郷(きょう)」=ふるさとへの想いを実現するための工夫など。

例)・ 市内産の木材を内装仕上げに使用し、児童生徒や関係者にとって愛着のある校舎とし、また、屋内においても自然を実感できるような工夫があること。

テーマ4)

・立地条件に対する考え方(景観・安全・風土等)

亀岡市立育親学園の特色のひとつである高台にある敷地条件を 生かし、周辺景観との調和する建物意匠とすることや、児童生 徒や教職員、来校者にとって安全・安心で誰もが使いやすい学 校とするための工夫など

テーマ5)

・業務の実施方針、設計上特に配慮する事項等

上記テーマ1から4の実現性や設計上の配慮事項について提案を求め、その妥当性を評価する。

④ 業務委託価格提案(配点10点:様式13関係)

下記の計算式により評価点を計算する。

配点(10点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)

13 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

企画提案者が1者になった場合でも、技術提案書審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定委員会において適当と認められた場合は、事業者(候補者)として選定する。

14 結果通知等

- (1)優先契約交渉事業者の決定
 - ア 選定委員会の審査において、全委員の評価点数の総合点が最も高い者(以下、「最高評価点を得た者」という。)を優先契約交渉事業者の候補者(以下、「候補者」という。)として決定する。
 - イ 最高評価点を得た者が複数の場合は、以下のとおり候補者を決定する。 「12.審査」のうち
 - ①「担当チームの提案内容」の評価点数が最も高い者。
 - ①の評価点数が同点の場合は、
 - ②「担当チームの能力」の評価点数が最も高い者。
 - ②の評価点数も同点の場合は
 - ③業務委託価格提案書による提案価格の金額が最も安価な者。
 - ウ 最高評価点を得た者が評価配点合計の5割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再度公募もしくは指名などについて検討するものとする。
- (2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に選定又は 非選定の結果を書面で通知するとともに亀岡市ホームページに掲載する。 なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国又は地方公共団体等の 指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことが ある。

15 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者については、本業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、細部にわたる協議、調整を含む契約交渉を行ったうえで、地方自治法第234条第2項並びに同法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約を締結するものとする。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合は、次点者から順に契約交渉を行うものとする。

- (1)「5 参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、技術提案書などに虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

16 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例(平成12年亀岡市条例第32号)に基づき判断する。

17その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申込(参加表明)後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を提出すること。(様式14)
- (3) 受付期間後の提出書類の修正、変更又は追加は原則として認めない。ただし、本市から指示がある場合は、この限りではない。
- (4) 技術提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承 を得なければならない。
- (5) 技術提案書等の提出書類に係る著作権は、書類提出を行った各事業者に帰属するものとする。ただし、本市が本業務の実施その他必要と認める用途については、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 技術提案書等の提出書類に含まれる著作権、肖像権その他の権利等、第三 者の権利の対象を使用した結果、生じる責任は各事業者が負うものとする。

- (7) 提出書類等は返却しない。
- (8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された企画提案に基づき、契約予定者と本市で協議のうえ、決定することとする。
- (9) 本市は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10)本市は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (12) 審査内容や審査経過については非公開とする。
- (13) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (14) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (15) 不測の事態があった場合は、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

18 事務局

T621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市教育委員会教育総務課

電話番号 : 0771-25-6766 FAX番号: 0771-23-3100

電子メール: kyouiku-soumu@city.kameoka.lg.jp